

# 長野県子ども支援委員会における「長野県子どもを性被害から守るための条例」に関する事案の検証状況

県民文化部次世代サポート課

## 1 検証の視点

県警から県へ情報提供のあった個別事案について、子どもへの人権侵害の観点から被害児童への支援・ケアを中心に非公開で検証

## 2 検証事案

平成 30 年度に県警から県に条例の深夜外出制限違反（条例第 18 条第 2 項）で検察庁へ書類送致した旨の情報提供のあった次の 3 事案について、平成 30 年 11 月 14 日、平成 31 年 1 月 30 日、同年 3 月 27 日に開催された 3 回の子ども支援委員会において非公開で検証を実施。

なお、3 事案の詳しい内容、被害児童への支援状況等については、委員会において口頭で説明。

送致月日	平成 30 年 8 月 10 日 書類送致
行為者 (行為時)	住居 長野県長野市 年齢等 29 歳 男性 教員
事案の概要	行為者は、SNS で知り合った県内在住の A さん（男性、10 歳代）を保護者の委託等を受けずに誘い出し、平成 29 年 5 月中旬の深夜、北信地方にある行為者方居宅に滞在させ、深夜に子どもを同伴したものの。
事案が明らかになった発端	サイバー補導により事案を認知

送致月日	平成 30 年 10 月 5 日 書類送致
行為者 (行為時)	住居 長野県松本市 年齢等 26 歳 男性 飲食店従業員
事案の概要	行為者は、SNS で知り合った県内在住の B さん（女性、10 歳代）を保護者の委託等を受けずに誘い出し、平成 29 年 5 月下旬の深夜、長野県内の宿泊施設に宿泊させ、深夜に子どもを同伴したものの。
事案が明らかになった発端	保護者からの届出により事案を認知

送致月日	平成 31 年 2 月 13 日 書類送致
行為者 (行為時)	住居 長野県東御市 年齢等 21 歳 男性 無職
事案の概要	行為者は、SNS で知り合った県外在住の C さん（女性、10 歳代）を保護者の委託等を受けずに誘い出し、平成 30 年 7 月中旬の深夜、東信地方にある行為者方居宅に滞在させ、深夜に子どもを同伴したものの。
事案が明らかになった発端	保護者からの届出により事案を認知

### 3 委員からの主な意見（要旨）

#### (1) 傾向の把握について

- 事案の背景には、児童本人が抱えている悩みや日常生活でのストレス等、様々な要因が積み重なっていると思われる。
- 多くの子どもが、日常生活や学校生活で悩んだり、落ち込んだり、不満を抱えたりなどして、精神的に不安定になった時に大人に付け入れられてしまうことがあり得る。
- 子ども心の隙間はどのような時に生じやすいのか、その心の隙間に行行為者がどのような形で入り込んでくるのか等の傾向が分かれば、被害防止のための教育や指導に活かすことができるのではないか。

#### (2) 性別について

- 性被害は女性だけでなく、性別の関係なく起こりうることを子どもに理解してもらう必要がある。
- 性の悩みを持った子どもが養護教諭や性教育の知識を持った者へ相談ができるような取組を更に進めるべき。
- 多様な性についての教育をしっかりと進めることが必要である。

#### (3) 行為者について

- 教員など直接子どもと接する者については、同じことを繰り返さないよう厳正に対処してほしい。また、採用や予防策についてよく考えてもらいたい。
- 県の「子ども支援センター」や「学校生活相談センター」に寄せられる子どもからの相談の中に、「先生からこんなことをされて嫌だった」というような内容のものがあれば、相談員はそれを軽視しないようできるだけ丁寧に話を聴いてもらえればありがたい。